### 配置販売業許可申請書 (既存配置)

事 項	配置販売業(既存配置)の許可を受けようとするとき									
根拠法令	法									
提出部数	県内:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事務所(長野市保健所又は松本市保健所)) 県外:1部(薬事管理課)									
添付書類	1. 法人にあっては、登記事項証明書(発行後6ヶ月を経過していないもの) 2. 法人にあっては、業務を行う役員の画定表 3. 申請者(法人にあっては、業務を行う役員)の診断書(発行後概ね3ヶ月以内のもの) 4. 既存配置販売業者として必要な知識経験を有する者の卒業証明書又は実務経験年数に関する使用者の証明書、その他申請者が令第52条の規定に該当することを証する書類 5. 申請者以外の者が区域管理者であるときは、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 6. 品目表県内:3部(2部薬事管理課、1部保健福祉事務所(長野市保健所又は松本市保健所))県外:2部(2部薬事管理課) 7. 他の都道府県での、既存配置販売業の許可証の写し(有効期間内)									
手 数 料	29,000円(長野県収入証紙)									
その他	1. 申請者が取扱い品目一括指定を希望する場合は、「配置販売業取扱い品目一括 指定実施要領」(平成6年2月28日付け5薬第524号衛生部長通知)の3によ る「取り扱おうとする品目」(別紙1)を添付すること。 2. 保健所は、薬事管理課への進達時に、副申を添付すること。									

## 配置販売業許可申請書

畄	業	Ø	区	域							
取り扱おうとする品目	名			称	成分 分	及び 量	: 及び 量				育の氏 名 称
申請者(法人			. 項の規 :れたこ	定により許 と							
申請者(法人にあっては、その業務を行う役員及び令第五十条に規定する者を含む。)の欠格条項	(2)禁錮以	以上の肝	に処せ	られたこと							
その業務を行るさいの			が法令又 基反した	はこれに基 こと							
りの受員及び欠格条項	(4)後見間 と	開始の氰	野判を受	けているこ							
備				考	(₸)		<b>(</b> [	<b>電話番</b>	号)		

上記により、配置販売業の許可を申請します。

年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地)住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 氏 名

長野県知事

## 業務を行う役員

許	可	の種	類				
許	可	番	号	第			문
薬局	、店舗又	は営業所	の名称				
		職	務		氏	名	
業							
務							
を							
行							
う							
役							
員							

当社の薬事法に係る業務を行う役員は上記のとおりです。

年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地)住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 氏 名

長野県知事

# 診断書

住	所			
氏	名	年	月	日生
上記	記の者について、下記のとおり診断します。			
1	精神機能の障害  □ 明らかに該当しない  □ 専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に 内容並びに現在の状況(できるだけ具体的に)		へる治療の	
2	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒  □ な し □ あ り  年 月 日  病院診療所の  所在地及び名称  医 師			

#### 取り扱おうとする品目

富山県、奈良県、滋賀県、佐賀県、熊本県の家庭薬品目収載台帳に収載されている品目とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 昭和36年2月1日付け厚生省告示第16号「配置販売品目指定基準」の別表に掲げる 以外の有効成分を含有する品目及び同表に掲げる以外の効能または適応症が表示されて いる品目
- (2) 分割用法のある品目のうち、内服液剤及び分割服用が容易に行いえない丸剤

長野県健康福祉部長 殿

住 所

氏 名

(生年月日: 年 月 日生)

証 明 願

今般 長野県 に配置販売業の許可申請をするため、下記事項につき証明願います。

記

証明事項 次のとおり 長野県 において配置従事者身分証明書の交付を受けていること。

交付年月	日		身分記	正明書番号	配置販売業者名
年	月	日	第	号	
年	月	日	第	号	
年	月	日	第	号	
年	月	日	第	号	
年	月	日	第	号	
年	月	日	第	号	

薬第 号

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

長野県健康福祉部長